

平成22年洞爺湖町教育委員会第3回臨時会会議録

日 時	平成22年5月18日(火) 10:00より
場 所	役場303会議室
出席委員	委員長 蓮井 勇 委員 岩原 義美 委員 富山 隆介 委員 増山 和世 教育長 綱 嶋 勉
欠席委員	委員長職務代理者 福 島 浩 二
説明員	管理課長 遠 藤 秀 男 社会教育課長 木 村 省 平 学校給食センター長 佐 藤 正 社会教育課主幹 鈴 木 清 隆 " 大 森 康 弘
会議録調整者	管理課学校教育グループ主査 尾 崎 文 郎
傍 聴 者	無し
	<p>遠藤管理課長</p> <p>会議に入る前に、会議の進行について、皆様をお願いしたいことがございます。</p> <p>洞爺湖町教育委員会会議規則の第9条では、会議の開会及び閉会等は、委員長がこれを宣告するとなっております。また、第10条では、会議に付すべき事件を議題とするときは、これを宣告するのも委員長となっております、会議は委員長が主宰することになっておりますけれど、蓮井委員長が5月17日で任期満了となりまして、職務代理者の福島委員も同日付けで任期満了となっております。そういうことで、本日の委員会は主宰がいない状況となっております。そのため、会議規則に沿った会議進行ができません。事務局としましては、委員の皆様にご同意をいただきまして、委員長が決まるまでの間、特例的に臨時議長を選任させていただき、会議を進行していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>《異議無し》</p> <p>ありがとうございます。それでは、現委員さんの中で、最も古く選任されております富山委員さんに委員長が決まるまでの間、会議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>

<p>日程第 1 【開会宣言】</p>	<p>富山委員（臨時議長） 開会を宣言する。（10：00）</p> <p>蓮井委員・福島委員・網嶋委員が議会で承認され、町長より辞令交付を受けた旨報告 各委員よりあいさつ（福島委員は欠席のため、後日予定）</p>
<p>日程第 2 【前回会議録の承認】</p>	<p>富山委員（臨時議長） 各教育委員の署名により、承認を確認。</p>
<p>日程第 3 【諸般の報告】</p>	<p>遠藤管理課長 前回教育委員会議から本日までについて報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 / 1 教育委員会職員辞令交付 4 / 2 町立学校教職員辞令交付式 4 / 6 虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、とうや小学校入学式 ” 虻田中学校、洞爺中学校入学式 4 / 10 とうやこ幼稚園入園式 4 / 12 臨時校長会 4 / 16 定例校長会 4 / 19 第3回洞爺湖町議会臨時会 4 / 21 定例教頭会 4 / 23 胆振管内公立高校配置計画地域別検討協議会（西学区） ” 洞爺湖スポーツクラブ設立総会 4 / 26 ウィメンズネットワーク洞爺湖総会 4 / 28 洞爺湖町育英生選考委員会 4 / 30 洞爺湖町教育研究会総会 5 / 12 定例校長会 <p>富山委員（臨時議長） 質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>岩原委員 質問ではありませんが、教職員の辞令交付式の後、町内の施設を見学したそうですが、どのような施設を見学しましたか。</p> <p>木村社会教育課長 時間の都合上、本町地区と洞爺湖温泉地区の公共施設を見学しました。12～13名の先生方が参加されました。</p> <p>岩原委員 良い試みだなと思ひまして、学校行事等に活用いただければと考えますの</p>

<p>日 程 第 4</p> <p>【 選 挙 】</p> <p>・選挙第 1号</p> <p>日 程 第 5</p> <p>【 指 定 】</p> <p>・指定第 1号</p> <p>日 程 第 6</p> <p>【 議 決 事 項 】</p> <p>・議案第 14号</p>	<p>で、今後とも続けてもらいたいと思います。</p> <p>遠藤管理課長</p> <p>昨年、別の日程で予定を組んでいたのですが、結局日程が合わず開催できませんでしたので、今回は辞令交付式に合わせて行ったらどうかという話がありました。ただ、あまり時間を取れず、洞爺地区まで巡れませんでしたので、今度はその辺について考えていきたいと思っています。</p> <p>蓮井委員</p> <p>基本的には時間が無くて辞令交付式の後ということになりましたが、できれば年度の早い別の日に半日位掛けて、ある意味義務的に参加してもらうことで実施した方が良いのではないかと思います。それ位地域のことについて理解して欲しいというこちらの思いも伝わるのではないかと思います。</p> <p>富山委員（臨時議長）</p> <p>地元を良く知っていただいて、教育活動に取り入れていただく為に、良い方法だと思いますので、今後とも続けて行って頂きたいと思います。</p> <p>後、入学式について、何か気が付いた事とかありましたか。</p> <p>蓮井委員</p> <p>当町の学校では、卒業式も入学式も、国歌についてそのままお聞き下さいと言っていた学校も、国歌斉唱に変わりましたし、国旗も三脚に掲げていた学校もステージに掲揚するなど良い方向に変わってきていると思います。</p> <p>富山委員（臨時議長）</p> <p>他、何かございますか。無ければ諸般の報告について終わります。</p> <p>次に日程第4に入ります。</p> <p>日程第4、選挙1号から日程第5の議案第14号までは人事案件となっており、会議規則第20条により非公開にしたいと思いますが、皆様のご意見をお伺いいたします。</p> <p>《非公開について、異議無し》</p> <p>非公開とすることにご異議が無いようですので、議案第14号まで非公開といたします。</p> <p>《選挙第1号 蓮井委員を委員長に決定》</p> <p>《指定第1号 福島委員を委員長職務代理者に指定》</p> <p>《議案第14号 綱嶋委員を教育長に選任》</p> <p>《教育長辞令交付》</p>
---	--

・議案第15号

蓮井委員長

議案第15号について、事務局より説明をお願いします。

遠藤管理課長

議案第15号、洞爺湖町立学校修学旅行実施基準の制定につきましてご説明いたします。

資料の7ページを見ていただきたいと思います。

北海道で修学旅行に関しまして、勤務時間の割振りについて考えるということで、要領を作りまして、平成22年度当初からこれを進めるということで、各市町村の教育委員会も道に準じて22年度から実施して下さいという話だったのですが、市町村に下りて来たのが3月末ということで、教育委員会会議も間に合わず、4月当初からできませんでした。

道の要領に準じて議案第17号で当町の要領を定めようと考えておりますが、10ページをご覧いただきたいのですが、第2に定義というものがございまして。道に準じて作っていますが、「この要綱において、「修学旅行」とは、文部科学省が公示する学習指導要領に規定する旅行・集団宿泊的行事のうち、洞爺湖町立学校修学旅行実施基準に基づき実施する宿泊研修及び見学旅行をいう。」となっております。ただ、この実施基準が無いために、今回定めるものでございます。資料の8ページをご覧いただきたいのですが、洞爺湖町立学校管理規則というものがございまして。この第36条の第2項に「校長は、学校行事のうち次に掲げるものについては、委員会の定める基準により行われなければならない。(1)修学旅行(2)運動競技及び対外試合等」と定められております。古い資料等も調べましたが、旧虻田町も旧洞爺村も基準はありませんでした。また、合併してからもこの基準を作っていなかったということで、今回、要領を定めることと、学校管理規則に定めていることが無いというのは問題がありますので、制定することについてご了解をお願いいたします。

議案第15号に戻っていただいて、こういったことから洞爺湖町立学校修学旅行実施基準を制定するものです。

《議案により内容説明》

様式については、道の様式を参考に作っております。

附則として、この訓令は平成22年6月1日から施行するということですが、中学校は既に4月中に修学旅行が終わっております。ただ、宿泊研修等もこれからありますので、6月1日から施行するということで、本日提出いたしました。

以上です。

蓮井委員長

質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

今、説明を聞いた範囲で考えますと、従来実施してきたものは道の基準に従って実施してきておりまして、特にこれを決めたからといって制約を受けて今年度からの修学旅行や宿泊研修が大きく変更しなければならないことは

なくて、従来どおり実施できると。ただ、安全確保であるとか、研修内容等については、これを基準にしながら各学校取り組まなければならないことは若干出てくるかもしれませんが、ほぼ従来どおり実施できると理解してよろしいかと思います。

遠藤管理課長

各学校は道に準じて実施しておりまして、安全確保の依頼についても業者を通じて行っています。ただ、実施計画書だけがありませんでした。

洞爺高校につきましては、道の様式を使って提出してもらっていました。

蓮井委員長

他、ご意見ございますか。

岩原委員

2のBに在学中に1回実施することとありますが、これは、必ず1回実施しなければならないのか。それとも1回以上実施できないということなのか、どちらでしょうか。

遠藤管理課長

学校の教育活動の一環として実施するのは1回ということです。

蓮井委員長

箱根親善交流や三豊市との交流は、この基準に沿って行うものではありませんね。

遠藤管理課長

はい。

蓮井委員長

各学校の自由裁量といいますか、全体的な経営計画の中で考えてもらうということで、窮屈に1回実施するなどという文言を入れる必要はないかとも思いますが、その辺はいかがでしょうか。

岩原委員

先程の質問は確認程度のもりでしたので、この内容でよろしいかと思えます。

蓮井委員長

各学校に周知する時に、そのような意見もあったと付記していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

議案第15号について、このようなことでよろしいでしょうか。

《異議無し》

それでは、議案第15号を原案どおりとなります。

・議案第16号

次に議案第16号に移ります。

遠藤管理課長

議案第16号、洞爺湖町立学校対外運動競技に関する基準の制定について、議決を求めるものでございます。

先程の議案第15号と同じように、学校管理規則に定めている基準が無い

ということでございますので、同じように基準を定めるものでございます。ただし、これまで各学校で実施している大会参加等を制限するものではございません。小学生から高校生まで様々なスポーツ大会に参加しておりますが、学校教育として大会を明確にするものでございます。

《議案により説明》

蓮井委員長

この件につきましても、先程と同じように基準を定めるものですが、中体連は認められますが、秋の新人戦は各競技団体が主催であるため認められない。そうなりますと、遠征費その他の財政的なことや、事故があったときの責任問題も出てきて、複雑な話になってくるのかなと思います。

道もこのような内容ですか。

遠藤管理課長

道を参考にしております、内容はほとんど変わりません。

岩原委員

各スポーツ団体主催の大会は該当しないということですが、事故等があった場合の責任の所在などを含め、学校等には詳しく説明しないと混乱する恐れがあると思います。

蓮井委員長

中学生の部活動で、練習試合などでは、どこまでスクールバスを使わせることができるか。認められていない試合で使用し、事故があった場合にスクールバスを使用しているということで、町に責任が発生するという事態になりかねないですから、少し気になるところです。

基準をこのようにまとめてありますが、どこまで適用できるのか難しいと思います。もちろん基準がなければもっと複雑なことになってしまいますので、あることによって一定の枠組みができるのですが、運用には難しい問題があるように思えます。

遠藤管理課長

ここで言っているのは、あくまでも学校の教育活動としてということで、中体連や高体連に限定していて、新人戦とかは先生方の旅費も出ませんし町からの補助も中体連、高体連にしか出しておりませんので、そのようなことを明確にするためというものでございます。

先程のスクールバスを練習試合に使うというのは、それは対外試合ではないので、これの対象にはなっていないであろう。あくまでも部活動の練習活動の一環として行うためのバスの利用となるのではないのでしょうか。

蓮井委員長

これだけ見ますと、スクールバスを出すことさえも例外的な措置だと思います。もう1つは、ここに運動競技と書かれていますけれど、例えば演劇部や吹奏楽部など運動部ではない部が、どこかの大会に出場するとなった場合はどのように取り扱うのか。道には文化部に関する基準もあるのですか。

遠藤管理課長

・議案第17号

これは対外運動競技の基準を定めなくてはならないものですから、そこまでは調べておりませんでした。こういったものは、当然活動を制限するものではなくて、また、事故が起きた場合はそれぞれの対応の仕方があると思います。全てが学校の責任においてということにはならないと思います。また、これによって全て学校の責任が外れることにもならないと思いますので、こういった基準により、それぞれきちっとした役割分担をしていくものと考えます。

蓮井委員長

こういった基準を定めることは必要だと思いますし、今まで無かったことは手落ちだったと思いますが、同時にこういった基準を定めると、今まで暗黙の了解の内に済ませていたものができなくなり、逆に難しくなってしまうということがありますので、学校等には、十分に周知していただきたいと思います。

これで、今まで行っていた部活動等が制限されるものでは無いということですので、このような内容でよろしいでしょうか。

《異議無し》

議案第17号に移ります。

遠藤管理課長

議案第17号、修学旅行の引率業務に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の制定について、でございます。北海道では平成22年度から要領を制定して実施しております。市町村にも平成22年度から実施するよう求めてきております。ただ、道からの通知が3月下旬でしたので、どこの市町村も4月当初から実施出来ず、次の教育委員会議に掛けて実施していきたいと考えております。

先程もお話ししましたが、中学校については全て4月で修学旅行が終わっていますので、これまでにについてはこれまでどおりということになっております。

私どもの要領は、道の要領とまったく同じでございます。ここで対象となる「修学旅行」というのは、先程承認をいただきました修学旅行の実施基準に基づいて行う宿泊研修及び見学旅行ということになります。

資料の7ページをご覧ください。導入の目的(理由)につきましては、勤務時間の割り振りを弾力的に行うことによって、引率教員の実質的な回復措置を講ずることが可能となり、教育職員の健康及び福祉に資することを目的とするものです。

制度の概要につきまして、勤務日の設定等という欄がございまして、としまして、対象業務を行う日を特定し、この日の属する週を含む4週の期間を定めるとあります。要するに修学旅行を含めた4週間の勤務割振りしましょうということでございます。としまして、この期間内に週休日を8日設ける。としまして、期間につき、1週間当たり38時間45分勤務とな

るよう勤務時間を割り振る。4週間の平均を38時間45分、1日7時間45分になるようにというものでございます。としまして、14日前までに勤務時間の割振りを校長先生が引率職員に通知するというものでございます。

留意事項としまして、に1回の勤務時間は16時間以内とする。それからとしまして、午後10時から翌日午前5時までは勤務時間として割り振らないということです。この前の校長会では現実的ではない、という話がありました。確かに現実的では無い部分もありますが、職員組合との話し合いのなかでもこういう形で決めていくことは悪いことではなく、今までは各学校で回復休暇の取得などそれぞれまちまちで行っていたものを、ある一定の基準を作るということには賛成は出来るということです。確かに勤務時間の割振りで勤務不用した場合、子供たちは学校に出てくるのに先生が休みになるというようなことで、授業にも支障が出るなど、小さな学校では問題があるのではないかというような意見もありましたが、道として既に実施しておりますので、それに合わせて実施したいというものでございます。

議案の10ページに戻りますが、第1から次ページの第6までその様な内容を記載しております。平成22年の6月1日から施行したいと考えております。

以上でございます。

蓮井委員長

こういった要領が無いと、野放図に勤務させられたり、責任を取らされたりする可能性があり、一定の基準は必要だろうと思います。ただ、この基準に縛られて先生方がその勤務を要しない時間帯は何もしないということではなく、実態に応じて対応することになるのだろうと思います。

遠藤管理課長

校長先生によってそれぞれ反応が違いましたし、実際このとおり出来るのかといたら難しいだろうということですが、ただ、1つの基準があることによって、校長の裁量での回復休暇というのが無くなる訳ですから、その辺はありがたいという話もありました。

蓮井委員長

要領としてあってよろしいですけど、これを厳密に実施しようとする実態と沿わないところもあるようです。修学旅行が終わった学校から聞き取りをし、実態を把握する必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

当面はこの内容でよろしいということで、確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議無し》

では、提案どおりといたします。

日 程 第7
【 そ の 他 】

その他がございましたら、お願いいたします。

遠藤管理課長

資料としまして、「平成21年度観点別学力検査の結果について」というのがお手元にあるかと思います。これは、小学校の1年生から6年生までの2月に実施した学力テストの結果について、数字的なものと、分析と改善について各学校から出していただいておりますので、参考までに後ほど見ていただきたいと思います。もう1つ、学校評価の部分でございます。「平成21年度洞爺湖町立小中学校学校評価共通項目評価書」がございます。平成21年度まで各学校が独自で行っていた学校評価について、一部を統一したかたちで実施していただいております。これが共通評価書ということで、それぞれの学校全部書いてございます。6ページまでは共通で、7ページ以降は各学校での評価結果となっております。校長会議の資料として、とうや小学校の傳法校長先生がまとめた資料もございますので、ご覧いただければと思います。

洞爺湖町次世代育成支援対策推進地域行動計画（後期計画）で、これは福祉の方が中心となって作っているものですが、これに保育所や学童保育の関係等が入っておりますので、目を通していただければと思います。

以上でございます。

蓮井委員長

社会教育で何かありますか。

木村社会教育課長

先日、第2回目の縄文まつりを開催し児童と保護者を合わせて、約200名の参加がありました。今後も継続して実施したいと思っております。

日 程 第8

【 閉 会 】

蓮井委員長

他、無ければ本日の教育委員会議を終了いたします。（11：39）